瀬戸内・松山地域　修学旅行誘致促進事業助成金交付要領

令和３年４月１日

（主旨）

第１条　瀬戸内・松山ツーリズム推進会議（以下「瀬戸ツー」という。）は、松山市内のホテル及び旅館等（以下「宿泊施設」という。）に宿泊する修学旅行の催行者に対し、予算の範囲内において、修学旅行誘致促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

（助成対象者）

第２条　助成対象者は、旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条の規定により登録を受けている旅行業者とする。

（助成対象）

第３条　助成の対象は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等（以下「学校」という。）の学校行事として行われる修学旅行において、来訪のうえ松山市に宿泊をともなうもの又は松山市と広島市・呉市・廿日市市（以下「広島地域」という。）に宿泊を伴う教育旅行商品とする。

（助成金額）

第４条　助成金は、１つの修学旅行の参加者の実績に応じて助成金の基本額（別表１）により算出した額とする。

２　前条により規定する要件を満たし、かつ、瀬戸内海汽船株式会社、石崎汽船株式会社が運行する広島（宇品港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路、広島地域－松山（観光港・大浦港）のチャーター船利用又は、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線を組み込んだものについては、前条で算出した額に航路又はJR路線利用加算額（別表２）を加算した額とする。

３　前条により規定する要件を満たし、かつ、近隣県（愛媛県を含む四国四県及び広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県、福岡県、大分県）からの来訪については、近隣県加算額（別表３）を加算した額とする。

４　前条により規定する要件を満たし、かつ、松山市内で実施する体験メニューを実施した学校については、前条で算出した額に松山体験プログラム（別表４）を加算した額とする。

５　助成金は予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面による申請があった順に審査し、助成金を決定する。）。

（助成金対象期間）

第５条　助成金対象期間は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日とし、出発日を基準に決定する。

（交付の申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金の対象となる修学旅行の実施日（出発日）３０日前までに、瀬戸ツー会長（以下「会長」という。）に、次の各号に定める書類を各１部提出し、助成金交付申請を行わなければならない。

（１）修学旅行誘致促進事業助成金交付申請書　（様式第１号）

（２）計画時点の修学旅行日程表

（３）宿泊先の利用が確認できる書類

（４）その他、会長が必要と認める書類

（書類審査及び交付決定の通知）

第７条　助成金交付の適正を期するため、会長は第６条の規定による申請の内容について審査し、助成金交付の適否について、助成金交付決定通知書（様式第２号）で通知するものとする。

２　申請書の受付は修学旅行の実施日（出発日）ではなく、助成金交付決定通知書の交付順とする。

（助成事業の変更承認申請）

第８条　前条の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象者は、助成金の交付決定を受けた事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ助成事業変更（中止）承認申請書（様式第３号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の大幅な増減を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

２　会長は前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成事業変更（中止）承認書（様式第４号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第９条　第７条に規定する助成金交付に関する通知により、助成対象者は、催行後３０日以内に、次の各号に定める書類を会長に提出しなければならない。

（１）修学旅行実績報告書兼請求書　（様式第５号）

（２）修学旅行日程表

（３）宿泊先の利用が確認できる書類

（４）その他、会長が必要と認める書類

（助成金の額の確定及び通知）

第１０条　会長は前条に規定する書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第６号）により、助成事業者に通知するものとする。

（助成金の交付・請求）

第１１条　前条の規定により、助成額の確定通知を受けた助成対象者は、請求書を会長に提出しなければならない。

２　会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の経理）

第１２条　助成対象者は、当該事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（助成金の交付決定の取り消し）

第１３条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）助成対象者が、虚偽その他不正な手段により助成金を受領した場合。

（２）助成対象者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。

（３）助成対象者が、修学旅行実施後３０日以内に、実施報告書を提出しない場合。

（４）その他会長が特別の理由があると認めたとき。

２　前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　会長は、第１項の場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（補　則）

第１４条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

（附　則）

１　この要領は、令和２年６月１日から施行する。

（改正期日）

１　令和３年４月１日改正。

別表１　助成金の基本額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象事業 | 児童・生徒  １人あたりの基準額 | 適用される  最大人数 | １事業の上限額 |
| 松山市に宿泊を伴うもの | ６００円 | ２００名 | １２０，０００円 |
| 松山市と広島地域（広島市、呉市、廿日市市）の宿泊を伴うもの | ８００円 | ２００名 | １６０，０００円 |

別表２　航路またはJR路線利用加算額

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業 | １校あたりの加算額 |
| 広島（宇品港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路（石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社が運行するクルーズフェリー、スーパージェット)又は、広島地域－松山（松山観光港・大浦港）のチャーター船利用若しくは、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線を利用した行程 | １０，０００円 |

別表３　近隣県加算額

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | １校あたりの加算額 |
| 愛媛県、香川県、徳島県、高知県 | １０，０００円 |
| 広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県  福岡県、大分県 | ２０，０００円 |

別表４　松山体験プログラム加算額

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業 | １校あたりの加算額 |
| 松山市内で実施する、中島体験、ロゲイニング体験、吟行体験、竹工芸制作体験、考古館体験他 | １０，０００円 |